

## 軽井沢町観光振興センター使用遵守事項

軽井沢町観光振興センターの利用にあたり、下記事項を遵守してご利用ください。なお遵守されない場合、利用を中止していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 記

1. 利用の申請は、使用する月の初日の3ヶ月前から7日前までに行い、許可を受けてください。
2. 軽井沢町観光振興センターの駐車場ご利用は会議室1室につき1台です。  
(会議室1+2でご利用の場合は2台) 其他のお車は近隣の有料駐車場をご利用ください。
3. 机のセッティング等の準備は、ご自身でお願い致します。
4. 飲食を目的としたご利用はご遠慮ください。
5. ごみはお持ち帰りいただくか、30Lのごみ袋一枚につき500円の処分料をいただければ、当センターで処分致します。
6. 備品及びコンセントを利用する場合は、事前に許可を受けてください。
7. 利用後は清掃を行い、設備及び備品等を元の状態に戻し、利用施設等に異常がないか十分に確認してください。破損、紛失がある場合は、職員にお申し出いただき実費をお支払いいただきます。
8. 許可を受けず、観光振興センターの建物又は敷地内において、物品等の販売、広告類の掲示及び配布、寄付金の募集並びに署名活動等をしないでください。
9. 貴重品等の管理は、各自でお願い致します。当施設における貴重品の紛失等については、一切の責任を負いかねます。
10. 敷地内は禁煙となっていますので、喫煙はご遠慮ください。
11. その他、施設の管理運営上、職員の指示に反する行為をしないでください。